

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号）第 4 条第 1 項第 16 号に掲げる小型定置漁業につき、青森県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
はたはた小型定置漁業	定めなし	西共第 19 号及び第 20 号共同漁業権漁場の区域	11 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで	西共第 19 号及び第 20 号共同漁業権の組合員行使権者
ひらめ・せい小型定置漁業	定めなし	別記操業区域の 1	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで	1 外ヶ浜町に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
		別記操業区域の 1 のうち操業区域 A		1 蓬田村に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
かれい・せい小型定置漁業	定めなし	操業区域の 2	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	1 外ヶ浜町に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
小型定置漁業	定めなし	操業区域の 3	8 月 4 日から 12 月 31 日まで	1 おいらせ町に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
		操業区域の 4	8 月 4 日から翌年 1 月 31 日まで	
		操業区域の 5	9 月 1 日から翌年	1 三沢市に住所を有する者 2 青森県の漁船登録を受けた漁船の使用者
		操業区域の 6	8 月 31 日まで	

別記 操業区域

1 操業区域 A（広瀬沖区域）

次の点ア、イ、ウ、エ、およびアを順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点 1 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地瀬辺地川右岸に設置した標柱

基点 2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱

点ア 基点 1 から真方位 87 度 3,480 メートルの点

- 点イ 基点1から真方位 87 度 4,330 メートルの点
- 点ウ 基点2から真方位 82 度 30 分 4,240 メートルの点
- 点エ 基点2から真方位 82 度 30 分 3,490 メートルの点

操業区域 B (外ヶ浜町 (蟹田) 沖区域)

次の点ウ、オ、カ、キ、シ、ス、およびウを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、次の点ク、ケ、コ、サ、およびクを順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。

- 基点2 東津軽郡外ヶ浜町と同郡蓬田村との境に設置した標柱
- 基点3 東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸に設置した標柱
- 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱
- 点ウ 基点2から真方位 82 度 30 分 4,240 メートルの点
- 点オ 基点2から真方位 82 度 30 分 2,790 メートルの点
- 点カ 基点2から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点
- 点キ 基点2から真方位 78 度 30 分 2,450 メートルの点
- 点ク 基点3から真方位 84 度の線と点キと点シを結んだ直線との交点
- 点ケ 基点3から真方位 84 度 4,150 メートルの点
- 点コ 点ウと点ケを結んだ直線の延長線上、点ケから 300 メートルの点
- 点サ 点キと点シを結んだ直線と点コから真方位 264 度の線との交点
- 点シ 基点4から真方位 84 度 2,450 メートルの点
- 点ス 基点4から真方位 84 度の線と点ウと点ケを結んだ直線の延長線との交点

操業区域 C (外ヶ浜町 (塩越) 沖区域)

次の点シ、ス、セ、ソ、およびシを順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 基点4 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と同町字蟹田中師との境に設置した標柱
- 基点5 東津軽郡外ヶ浜町字平館 (旧平館村) と同町字蟹田 (旧蟹田町) との境に設置した標柱
- 点シ 基点4から真方位 84 度 2,450 メートルの点
- 点ス 基点4から真方位 84 度の線と東津軽郡外ヶ浜町蟹田川左岸から真方位 84 度 4,150 メートルの点と点セを結んだ直線の交点
- 点セ 基点5から真方位 85 度 10 分 4,360 メートルの点
- 点ソ 基点5から真方位 85 度 10 分 2,535 メートルの点

2 次のナ、ニ、ヌ、コ及びナの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 基点1 東津軽郡外ヶ浜町平館根岸湯の沢と同町平館根岸小川の境に設置した標柱
- 基点2 東津軽郡外ヶ浜町平館今津才の神川左岸から 150 メートル北側の海辺に設置した標柱
- 点ナ 基点1から真方位 89 度 30 分 3,100 メートルの点
- 点ニ 基点2から真方位 89 度 30 分 3,800 メートルの点
- 点ヌ 基点2から真方位 89 度 30 分 2,500 メートルの点

点コ 基点1から真方位89度30分1,940メートルの点

3 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

ア	40° 39' 20.45" N	141° 26' 56.63" E
イ	40° 39' 27.65" N	141° 27' 46.92" E
ウ	40° 39' 14.95" N	141° 27' 50.12" E
エ	40° 39' 07.75" N	141° 26' 59.93" E

4 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

ア	40° 39' 19.5" N	141° 28' 12.5" E
イ	40° 39' 31.5" N	141° 28' 58.6" E
ウ	40° 39' 06.4" N	141° 29' 12.2" E
エ	40° 38' 54.8" N	141° 28' 26.2" E

5 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

ア	40° 44' 18.057" N	141° 26' 25.085" E
イ	40° 44' 21.663" N	141° 27' 18.473" E
ウ	40° 43' 55.527" N	141° 27' 21.464" E
エ	40° 43' 51.461" N	141° 26' 33.982" E

6 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域

ア	40° 47' 12.539" N	141° 25' 32.998" E
イ	40° 47' 14.860" N	141° 26' 25.264" E
ウ	40° 46' 49.672" N	141° 26' 27.859" E
エ	40° 46' 45.772" N	141° 25' 35.762" E

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

3 備考

この公示に係る許可又は起業の認可の条件は、廃止前の青森県海面漁業調整規則（昭和43年青森県規則第11号）第14条の規定により付けた制限又は条件とする。